

新居浜市・別子山村 合併協議会だより



新居浜市・別子山村合併協議会

「新居浜市・別子山村合併協議会」発足



平成14年4月22日に第1回合併協議会が、新居浜市役所で開催されました。会議では冒頭、新居浜市長、別子山村長、西条地方局長が発足にあたっての挨拶をいたしました。

新居浜市長挨拶



新居浜市長
佐々木 龍

皆様おはようございます。本日は第1回新居浜市・別子山村合併協議会の開会をできることになりました。会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。この両市村の合併につきましては、昨年2月8日別子山村議会において新居浜市との合併という選択をされ、お申し入れをいただきました。以来、新居浜市におきましては、17校区における市政懇談会で新居浜市民の皆様方にご説明をしております。また、議会にかれまして別子山村議会との交流、相互訪問によりその機運といたつものを高めていただいております。そのような経過を経て

3月の議会、両議会において法定合併協議会の設立というご議決をいただきまして、今日の日を迎えることができました。これまでの両市村の議員の皆様方、また経済界、住民の皆様方、そしてコミュニケーション事業を通じてお世話をいただきました愛媛県ご当局、すべての関係者の皆様に、この場をお借りいたしまして、改めてお礼と感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

別子山村との合併につきましては、歴史的、文化的そして人的つながりがあること、そしてこれまでも別子山村で整備をされてこられた公共施設、そして豊かな自然環境、そういうものを新居浜市民にとりましても共有することで、両市村にとって本当にすばらしい合併ができるものという確信を得て、今日に至っております。また、新居浜市民の大多数の皆様方が、その合併について合意をいただいておりますし、議会でも同様の議論

や結果をいただいております。そういう意味で、今日の目を迎えられたということは、私にとりましても、感慨無量でございます。特に就任以来、別子山村にお伺いする機会もございましたが、昨年村民運動会にお伺いをいたしましたので、多くの村民の皆様の前で、ご挨拶をさせていただいたときに、その

村民の皆様方の視線、あるいはほんとに物音ひとつない中で私の話を聞いていただいたことが、非常に印象的でございます。必ず、この両市村の合併は両市村の住民にとりまして、本当によかったと思えるような合併になるものと信じておりますし、そのようにしていかなければならないという責任を感じております。

合併協議会の委員の皆様方には、これから大変お忙しい中お時間をいただくわけですが、お互いに力をあわせて、有意義な議論と結果を導きたいと考えております。これからの委員の皆様方のご支援ご協力を改めてお願い申し上げます。

て、私からのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

別子山村長挨拶



別子山村長
和田秋廣

皆さんおはようございます。別子山村長の和田でございます。年は結構とっているんですが、若さは皆さんに負けないつもりで頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

ところで別子山村は、明治22年町村制施行以来、昭和22年の自治法ができるまで、村長はすべて住友から、官制の村長でございますが、住友から出ておりました。そ

うして、幸か不幸か戦争に負けて新しい自治法ができました。できたところで、これらによって私も住民が選ぶ村長ができたわけでございます。たまたまその初代村

長は、新居浜の精神病院の理事長さんと縁戚関係のある藤田米次郎さんでございました。この方は、農林省あるいは多方面に渡って行政に非常に詳しい人で、もちろん当時は食糧難の時代でございますが、まず住民に食料ということ、そういった行政に力を注いでいただきました。それから55年、今日まで私どもを含めて一生懸命住民のためにやってきたわけでございますが、まあまあなんとか他の町村についていけるような実態になったわけでございます。ところが一昨年から、市町村合併が非常に大きく叫ばれるようになってきました。私も、宇摩郡の町村組合にあるものから、宇摩郡を真剣に市町村合併を考えるようになったところ、ところが私たちが、別子山村は、他の町村とは違って、

新居浜市とは深い関係があるわけでございます。そのようなことで一昨年末、住民投票をいたしましたわけでございます。89%の回収率

によって、新居浜市との合併が若干多かったということもございました。このような中で私どもも自らも、将来今後、別子山村がいかにあって、いかにすべきかということを真剣に考えまして、きわめて苦しい選択ではありましたが、私も、私どもは新居浜市との合併ということ、2月の臨時議会でも全会一致で、新居浜市との合併を取り決めさせていただいたわけでございます。ただいま市長さんが申されましたように、2月の15日に市長さんのところへ何とか仲間に入れてくださいと、お願いにまいました。市長さんは、非常に気持ちよくお答えくださいました。そして議会の皆さんも、非常におらかに気持ちよい姿勢で、私どものことを考えていただきました。そうして昨年の12月6日、市長さん議長さんがお見えになりました。

別子山の合併OK。私も非常にほっとしました。ありがとうございます。以来、今日の会を持ってようになつてきたわけですが、私の方といたしましては、はたして新居浜市さんの足手まといにならないようにやれるかどうかという心配もしますが、何とか皆さんのお力添えで、やっぱり合併してよかつたと、いうような形作りを是非ともつくつていただくようにお願い申し上げます。簡単でございますがご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

西条地方局長挨拶



西条地方局長
渡部 綏彦

本日は、新居浜市・別子山村合併協議会の開催、まことにおめでとうございます。平素、皆様方には、県政の各般に渡り格別のご理解とご協力を賜っておりまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて市町村合併につきましては、皆様新聞報道等でご承知のとおり、合併特例法の期限を見据え、合併に向けた具体的な議論が全国各地で高まりを見せており、合併への流れは着実に加速してきております。このような状況の中、新居浜市と別子山村におかれましては、昨年2月の別子山村議会で、新居浜市を合併の相手先とする議決を

行った後、両市村で協議が進められ、このたび4月1日付けで法定の協議会を設置されましたことはまことに喜ばしく、ここにいたるまでご苦勞を重ねられました行政協議会の皆様方に心より敬意を表すしだいでございます。県といたしましては、地方分権時代にふさわしい地域づくりのため、市町村合併は不可欠だとの考えから合併を積極的に推進し、その実現のためにはあらゆる支援を行っていくしだいであり、今年度から新たに本庁に合併推進室を、また地方局に市町村振興合併推進班長を設置するなど、全庁あげてよりいっそう市町村合併の推進に向けた取り組みを支援することとしております。ご存知のとおり、当地域につきましては、4月1日付けで合併重点支援地域に指定をさせていただきましたので、今後は両市村における合併への取り組み支援はもちろんのこと、新たな街づくりを目的とした道路の整備等、目に見える形での重点的な支援ができる

ものと考えております。これから新たな地域づくりをする主役は、新居浜市と別子山村ではございますが、地方局といたしましていろいろ課題に対応していくにあたって、重要な共演者であり脇役として積極的に応援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。合併に向けた協議が今始まったばかりですが、この合併協議会が初期の目的を達成され、次の世代の人々の夢を乗せた合併へ導きますよう、心よりご期待を申し上げます。簡単ではございますが私の挨拶にかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

第1回協議会

平成14年4月22日、新居浜市役所において開催。

委嘱状の交付、委員・事務局の紹介の後、各種の規定等の報告協議を行いました。

(1) 報告

- 報告第1号 新居浜市・別子山村合併協議会規約について
 - 報告第2号 新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程について
 - 報告第3号 新居浜市・別子山村合併協議会専門部会設置規程について
 - 報告第4号 新居浜市・別子山村合併協議会事務局規程について
 - 報告第5号 新居浜市・別子山村合併協議会財務規程について
- 以上、5つの報告事項について承認されました。

(2) 議案

議案第1号 新居浜市・別子山村合併協議会会議運営規

程について

議案第2号 新居浜市・別子山村合併協議会小委員会設置規程について

議案第3号 新居浜市・別子山村合併協議会委員等の費用弁償に関する規程について

議案第4号 新居浜市・別子山村合併協議会会議の傍聴に関する要綱について

議案第5号 平成14年度新居浜市・別子山村合併協議会予算について

以上、5つの議題について議決されました。



第2回協議会

平成14年5月13日、新居浜市役所において開催。

合併の方式を編入合併に、別子山村の区域の名称を新居浜市別子山とするなど、8つの項目について、協議しました。

(1) 協議結果

- 協議第1号 合併の方式
編入合併
 - 協議第2号 財産及び公の施設の取扱い
すべて新居浜市に引き継ぐ。
 - 協議第3号 一般職の身分の取扱い
すべて新居浜市の職員として引き継ぐ。
 - 協議第4号 特別職の職員の身分の取扱い
両市村の長が別に協議して定める。
 - 協議第5号 条例、規則等の取扱い
新居浜市の条例、規則等を適用する。
- (2) その他
- 協議第6号 組織及び機構の取扱い
現在の別子山村役場は、当面支所とする。
 - 協議第7号 一部事務組合等の取扱い
別子山村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日を持って脱退する。
 - 協議第8号 町・字の区域及び名称の取扱い
区域は従前のとおりとし、名称を新居浜市別子山とする。
- 以上8つの協議事項について確認されました。
- 6月3日(月)13時から、新居浜市役所6階議員全員協議会室で開催。

協議会の役割について

1 合併協議会の組織

合併協議会は、地方自治法上の協議会であるので、原則として地方自治法の規定が適用されますが、会長及び委員の選任については、合併特例法に特例が定められています。

会長及び委員は、規約の定めるところにより、合併関係市町村の議会の議員、長及びその他の職員、学識経験者をもって構成されることとされています。

2 合併協議会の協議事項

合併協議会での協議事項として、合併特例法第3条第1項で、「市町村建設計画の作成」と「その他市町村の合併に関する協議」を規定しています。

「市町村建設計画の作成」の内容については、合併特例法第5条に規定されていますが、「その他市町村の合併に関する協議」については、合併特例法に規定されている各種の特例措置のほか、法律上のものと事実上のものとを問わず、合併後の市町村

の住民福祉の向上や市町村の経営に影響のあるものはすべて協議の対象となります。

【協議事項】

- 1 市町村建設計画の作成
- 2 その他市町村の合併に関する協議

(1) 合併特例法の特例にかかる協議事項

- ・ 地域審議会の設置
- ・ 議会の議員の定数及び在任の取扱い
- ・ 農業委員会の委員の任期等の取扱い
- ・ 一般職職員の身分の取扱い
- ・ 地方税（市町村税）の不均一課税の取扱い
- (2) その他必要な協議事項（例）

- ・ 合併の形態
- ・ 合併の時期
- ・ 新市町村の名称
- ・ 事務所（市役所、町役場）の位置
- ・ 財産、公の施設の取扱い
- ・ 特別職職員の身分の取扱い
- ・ 条例、規則等の取扱い
- ・ 使用料、手数料等の取扱い

- ・ 組織及び機構の取扱い
- ・ 支所（出張所）の位置、名称、機構、業務内容、管轄区域の取扱い
- ・ 一部事務組合等の取扱い
- ・ 公共的団体の取扱い
- ・ 各種団体に対する補助金、交付金等の取扱い
- ・ 慣行の取扱い
- ・ 町、字の取扱い
- ・ 国民健康保険制度の取扱い
- ・ その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い

合併協議会設立までの経緯

平成13年
1月22日・別子山村長が新居浜市を訪れ、合併について会談する。
1月29日・別子山村議会議員が新居浜市議会を訪問し懇談する。
2月8日・別子山村臨時議会において、全会一致で新居浜市との合併を選択する旨議決する。
2月15日・別子山村長が新居浜市を訪れ、村民の意志として合併相手を新居浜市に選択した旨を伝える。

4月12日・新居浜市議会会派代表が別子山村を訪問し懇談する。
10月9日・新居浜市議会議員24人が、別子山村議会を訪問し、懇談する。

12月4日・新居浜市議会議員全員協議会において、別子山村との合併を前提として、法定の合併協議会設置に向けて、作業に入る旨を確認する。

12月6日・新居浜市長、市議会議長が別子山村を訪問し、法定合併協議会設置を含めて、合併に向けて取り組むことを報告する。
平成14年

1月11日・第1回合併協議会設立準備会開催

1月22日・第2回合併協議会設立準備会開催

2月8日・第3回合併協議会設立準備会開催

3月25日・新居浜市、別子山村それぞれの議会において、合併協議会設置議案議決

4月1日・新居浜市・別子山村合併協議会設置
・ 愛媛県における合併重点支援地域に指定

協議会の規約について

合併協議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく地方公共団体で、設置にあたっては規約も含め3月25日に両市村議会の議決を得ております。

新居浜市・別子山村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 新居浜市及び別子山村(以下「両市村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)以下「法」という。(第3条第1項の規定に基づき、合併協議会)以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、新居浜市・別子山村合併協議会とする。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 両市村の合併に関する協議

(2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成

(3) 前2号に掲げるもののほか、両市村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市村に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市村の長が協議し、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

3 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 両市村の長及び助役

(2) 両市村の議会の議長及び副議長

(3) 新居浜市の議会において、その議員のうちから選出した

者8人

(4) 別子山村の議会において、その議員のうちから選出した者2人

(5) 両市村の長が協議して定めた学識経験を有する者2人

(6) 両市村の長がそれぞれ定めた学識経験を有する者6人

(7) 両市村の職員のうちから両市村の長が協議して定めた者2人

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第10条 協議会は、担任事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第12条 協議会の事務に従事する職員は、両市村の長が協議して定めた者をもって充てる。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、

両市村が協議して負担する。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、両市村の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱された監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市村の例により会長が定める。

(費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める費用弁償の額、支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

協議会規約にもとづく
協議結果

新居浜市長及び別子山村長は、合併協議会規約に規定する両市村の長が協議して定める事項について、次のとおり協議し決定をしました。

1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について
会長には、新居浜市長 佐々木 龍を選任する。副会長には、別子山村長 和田 秋廣を選任する。

2 規約第7条第1項第5号及び第7号に規定する学識経験を有する者及び協議により定めた者について

(1) 規約第7条第1項第5号に規定する学識経験を有する者
新居浜工業高等専門学校長
愛媛県西条地方局長

(2) 規約第7条第1項第7号に規定する協議により定めた者

新居浜市 企画調整部長
別子山村 経済課長

3 規約第12条に規定する協議会の事務に従事する職員について
所属団体 人数
新居浜市 3 人
別子山村 2 人

4 規約第14条に規定する協議会に要する経費の負担について
新居浜市 850万円
別子山村 650万円

5 協議内容等の変更については協議内容等の変更が生じたときは別に協議を取り交わすものとする。